飼 料 製 造 業 者 届 出 事 項 変 更 届

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　所
氏　名

さきに　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので，同条第４項の規定により届け出ます。

記

１　変更した事項

新）

旧）

２　変更した年月日